



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

838	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	1
839	建設業の許可の取消し	(技術調査課).....	1
840	公共測量の終了	( " ).....	2
841	土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	2
842	道路の位置の指定	(都市政策課).....	4
843	"	( " ).....	4

○ 選挙管理委員会告示

*53	平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正	.....	4
-----	---	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第838号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第839号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき、次の者について建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成30年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 取消年月日 平成30年7月11日
- 2 取消処分を受けた者

- (1) 商号 株式会社酒井組
- (2) 代表者氏名 酒井博文
- (3) 主たる営業所の所在地 有田市古江見149番地1
- (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般特-29）第12799号

### 3 取消しの原因となった事実

元和歌山営業所長は、和歌山営業所長（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人）であった当時、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当することが判明した。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

---

### 和歌山県告示第840号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間 平成29年10月27日から平成30年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市地内

---

### 和歌山県告示第841号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年7月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害特別警戒区域の名称

御殿川左支溪（3-344-1-083）、御殿川左支溪（3-344-1-084）、御殿川左支溪（3-344-1-085）、御殿川左支溪（3-344-1-086-1）、御殿川左支溪（3-344-1-086-2）、御殿川左支溪（3-344-1-087）、御殿川左支溪（3-344-1-088）、御殿川左支溪（3-344-2-076）、御殿川左支溪（3-344-2-077）、御殿川左支溪（3-344-2-078）、御殿川左支溪（3-344-2-079）、御殿川左支溪（3-344-3-019）、内子谷左支溪（3-344-1-038）、御殿川右支溪（3-344-1-039）、御殿川右支溪（3-344-1-040）、有田川右支溪（3-344-1-050）、御殿川右支溪（3-344-1-051）、御殿川右支溪（3-344-1-052）、御殿川右支溪（3-344-1-053）、御殿川右支溪（3-344-1-054）、御殿川右支溪（3-344-1-055）、御殿川右支溪（3-344-1-056）、御殿川右支溪（3-344-1-057-1）、御殿川右支溪（3-344-1-057-2）、御殿川右支溪（3-344-1-058）、御殿川右支溪（3-344-1-059）、御殿川右支溪（3-344-1-060）、御殿川右支溪（3-344-1-061）、御殿川右支溪（3-344-1-062）、御殿川右支溪（3-344-1-063）、御殿川右支溪（3-344-1-064）、御殿川右支溪（3-344-2-074）、御殿川右支溪（3-344-1-041）、御殿川右支溪（3-344-1-043）、御殿川右支溪（3-344-1-044）、御殿川右支溪（3-344-1-045）、御殿川右支溪（3-344-1-046）、御殿川右支溪（3-344-1-047）、御殿川右支溪（3-344-1-048）、御殿川右支溪（3-344-2-073）、御殿川右支溪（3-344-3-010）、不動谷川左支溪（3-344-1-019）、大門谷（3-344-1-065）、御殿川左支溪（3-344-1-066）、御殿川左支溪（3-344-1-067）、弁天谷川（3-344-1-068-1）、弁天谷川（3-344-1-068-2）、学校谷（3-344-1-069-1）、学校谷（3-344-1-069-2）、御殿川左支溪（3-344-1-072）、御殿川左支溪（3-344-1-073）、御殿川左支

溪(3-344-1-074)、御殿川左支溪(3-344-1-075-1)、御殿川左支溪(3-344-1-075-2)、御殿川左支溪(3-344-1-076)、御殿川左支溪(3-344-1-077)、御殿川左支溪(3-344-1-078-1)、御殿川左支溪(3-344-1-078-2)、御殿川左支溪(3-344-1-079-1)、御殿川左支溪(3-344-1-079-2)、御殿川左支溪(3-344-2-075)、御殿川左支溪(3-344-3-012-1)、御殿川左支溪(3-344-3-012-2)、御殿川左支溪(3-344-3-013)、不動谷川左支溪(3-344-1-012)、不動谷川左支溪(3-344-1-013)、不動谷川左支溪(3-344-1-014)、不動谷川左支溪(3-344-1-015)、不動谷川左支溪(3-344-1-016-1)、不動谷川左支溪(3-344-1-016-2)、不動谷川左支溪(3-344-1-017)、不動谷川左支溪(3-344-1-018)、不動谷川左支溪(3-344-1-020)、御殿川左支溪(3-344-1-080)、御殿川左支溪(3-344-1-081)、御殿川左支溪(3-344-1-082)、御殿川左支溪(3-344-1-089)、不動谷川右支溪(3-344-2-043)、不動谷川左支溪(3-344-2-045)、不動谷川右支溪(3-344-3-001)、不動谷川右支溪(3-344-3-002)、不動谷川右支溪(3-344-3-003)、不動谷川右支溪(3-344-3-004)、不動谷川右支溪(3-344-3-005)、御殿川右支溪(3-344-3-008)、御殿川右支溪(3-344-3-009)、高野山中ノ橋1(I-3224)、高野山中ノ橋2(I-3225)、高野山中ノ橋4(I-3226)、高野山中ノ橋3(I-3242)、高野山中ノ橋5(I-3243)、高野山中ノ橋6(II-1155)、高野山中ノ橋7(II-1156)、高野山中ノ橋8(II-1157)、高野山中ノ橋20(II-10023)、高野山中ノ橋21(II-10024)、高野山中ノ橋17(III-283)、高野山中ノ橋19(III-290)、高野山1(I-78)、高野山2(I-79)、高野山3(I-80)、高野山6(I-85)、高野山愛宕谷1(I-3208)、高野山愛宕谷2(I-3209)、高野山大門西部2(I-3210)、高野山文化通1(I-3211)、高野山文化通2(I-3212)、高野山文化通3(I-3213)、高野山学校通1(I-3214)、高野山学校通2(I-3215)、高野山弁天通1(I-3216)、高野山弁天通2(I-3217)、高野山南小田原1(I-3218)、高野山南小田原2(I-3219)、高野山大門西部3(II-1126)、高野山南小田原3(II-1132)、高野山南小田原4(II-1133)、高野山南小田原5(II-1134)、高野山南小田原6(II-1135)、高野山南小田原7(II-1136)、高野山明遍通2(II-1137)、高野山明遍通3(II-1138)、高野山蓮花谷4(II-1140)、高野山明遍通5(II-1141)、高野山明遍通6(II-1142)、高野山文化通5(I-10005)、高野山文化通6(I-10006)、高野山弁天通4(I-10007)、高野山南小田原8(II-10012)、高野山南小田原9(II-10013)、高野山南小田原10(II-10014)、高野山5(I-82)、高野山明遍通1(I-3222)、高野山玉川通1(I-3223)、高野山中ノ橋9(II-1158)、高野山千手院3(I-3195)、高野山千手院4(I-3196)、高野山千手院5(I-3197)、高野山五の室1(I-3198)、高野山五の室2(I-3199)、高野山五の室3(I-3200)、高野山11(I-3201)、高野山大門中部1(I-3202)、高野山谷ヶ峰1(I-3203)、高野山谷ヶ峰2(I-3204)、高野山西小田原1(I-3205)、高野山大門西部1(I-3206)、高野山大門中部2(I-3207)、高野山蓮花谷1(I-3220)、高野山蓮花谷2(I-3221)、高野山千手院6(I-3241)、高野山鶯谷14(II-1121)、高野山鶯谷15(II-1122)、高野山10(II-1123)、高野山大門中部3(II-1124)、高野山大門中部4(II-1125)、高野山西小田原2(II-1128)、高野山西小田原3(II-1129)、高野山千手院7(II-1130)、高野山蓮花谷3(II-1139)、高野山大門中部5(II-1267)、高野山五の室4(III-282)、高野山千手院8(III-289)、高野山大門中部6(I-10004)、高野山大門中部7(I-10008)、高野山五の室5(II-10025)、高野山4(I-81)、高野山7(I-2214)、西郷神谷辻4(I-3184)、西郷神谷辻5(I-3185)、高野山鶯谷1(I-3186)、高野山鶯谷2(I-3187)、高野山鶯谷3(I-3188)、高野山鶯谷4(I-3189)、高野山鶯谷5(I-3190)、高野山鶯谷6(I-3191)、高野山鶯谷7(I-3192)、高野山千手院1(I-3193)、高野山千手院2(I-3194)、西郷神谷辻6(I-3238)、西郷神谷辻7(I-3239)、高野山鶯谷8(I-3240)、高野山14(I-10009)、高野山15(I-10010)、西郷神谷辻16(II-1109)、高野山転軸山公園1(II-1110)、高野山鶯谷8(II-1111)、高野山転軸山公園2(II-1112)、高野山転軸山公園3(II-1113)、高野山8(II-1114)、高野山鶯谷9(II-1115)、高野山転軸山公園4(II-1116)、高野山鶯谷10(II-1117)、高野山鶯谷11(II-1118)、高野山鶯谷12(II-1119)、高野山鶯谷13(II-1120)、高野山中ノ橋10(II-1159)、高野山9(II-1258)、高野山鶯谷16(II-1264)、高野山転軸山公園6(II-1265)、高野山鶯谷17(II-1266)、高野山13(II-10026)、高野山鶯谷18(II-10027)、高野山12(II-10

028)、高野山西小田原4 (I-10011)、高野山五の室5 (I-10012)、高野山蓮花谷4 (II-10029)、高野山転軸山公園7 (III-284)

3 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第842号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3426	有田郡有田川町大字植野字森本125番の一部、水路	和歌山市南材木丁二丁目10株式会社フジシマ不動産代表取締役 藤林正樹	平成30.7.11	6.00	88.11

和歌山県告示第843号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年7月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3455	有田市野字南生殿555番の一部	有田市新堂52番地3株式会社ありだ住宅情報センター代表取締役 寺杣嘉彦	平成30.7.11	5.00	35.00

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第53号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成30年7月24日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

表中

紀の川市粉河580番地	粉河ふるさとセンター	を
紀の川市江川中872番地	上名児童館	
紀の川市粉河580番地	粉河ふるさとセンター	に

改める。